

令和6年度 事業計画

I 事業概要

都市計画に関する調査研究及び技術の普及啓発を実施するとともに、岐阜県内の土地区画整理事業、市街地開発事業及びその他まちづくり事業に関して、総合的なマネジメントによる事業推進を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的として、次に掲げる事業を実施します。

(1) 都市計画事業に関する情報の収集および提供

- 1) 岐阜県及び会員との連携を図り都市計画事業に関する情報収集・提供に努めます。
- 2) 協会だより、新聞広告、SNS 等によるまちづくり情報の提供、保留地処分 PR に努めます。
- 3) 岐阜県統合型 GIS による土地区画整理事業データベースの管理を行います。
- 4) まちづくりの円滑な実施に向け、アンケート等を活用し住民ニーズの把握に努めます。
- 5) 組合事業の立ち上げから事業完了までの記録を収集し事業の歴史を取りまとめます。

(2) 都市計画事業に関する研修及び講習会の開催

- 1) 都市計画事業の技術と知識の向上を図る研修会、勉強会を開催します。
- 2) 住民や地権者等を対象とした視察研修会を開催し、まちづくり知識の向上を図ります。
- 3) 児童が地域の歴史や環境、まちづくりの意義などを学ぶことができる出前講座を開催します。
- 4) 技術力向上に向け、研修会や講習会への参加支援を行います。

(3) 都市計画事業の普及および啓発

- 1) まちづくり将来像の明確化を図り、グランドデザイン等を策定し普及・啓発に努めます。
- 2) 住民説明会や個人説明会等を開催し、住民の意識向上と合意形成に努めます。
- 3) まちづくり協議会等の規則策定や設立及び運営による事業普及に努めます。
- 4) まちづくりの普及・啓発に向けた、パンフレット等の作成に努めます。

(4) 都市計画事業に関する調査、研究及び受託業務

- 1) 地域の課題に対応した柔らかい区画整理の活用について、大学・高専等と連携して調査・研究します。
- 2) 地籍整備や空き家・空き地の現状調査と点在する用地の有効活用に関する研究を行います。
- 3) 駅やインターチェンジなど公共交通拠点周辺のまちづくりについて調査・研究します。
- 4) 土地区画整理事業完成後の持続的なまちづくりについて調査・研究します。
- 5) 都市計画事業に関する業務を受託し、公平公正な業務遂行により円滑に事業を推進します。

(5) 都市計画事業に関する発注者支援（その他目的を達するために必要な事業）

- 1) 市町・施行者会員の都市計画事業に関する総合的な発注者支援を行います。
(調査設計、工事積算、施工監理、補償、維持管理、災害対応など)
- 2) 公共団体施行の審議会や評価委員会など、各種会議の円滑な運営を支援します。
- 3) 土地区画整理事業組合の理事会、総会や庶務、経理など円滑な事務局運営を支援します。
- 4) 国庫補助金、市助成金や公共施設管理者負担金の覚書と協定書の締結など適正な事務手続きを行います。
- 5) 道路・河川管理者や鉄道事業者、公安委員会など関係機関協議を行い、円滑な事業推進に努めます。
- 6) 公平公正で中立的な立場において、まちづくり推進上の課題となる仮換地、建物補償、保留地処分など問題解決に向けた提案と支援を行います。
- 7) まちづくりと地域の活性化を促進するため、出店希望アンケートやプロポーザルなど地域と企業を調整し、企業誘致を支援します。

II 理事会・総会・監査等の開催

(1) 理事会の開催

- 1) 令和5年度の事業報告（案）・収支決算（案）の審議（令和6年7月）
- 2) 令和7年度の事業計画（案）・収支予算（案）の審議（令和7年4月）

(2) 総会の開催

- 1) 令和5年度の事業報告（案）・収支決算（案）の審議（令和6年8月）

(3) 監査の実施

- 1) 令和5年度の決算監査（令和6年7月）

(4) 表彰

- 1) 都市計画事業に精励し協会運営に功績のあった会員及び役職員を表彰します。